

「火の用心だより」第51号(令和元年5月)

発行：札幌市消防局予防部予防課

ご存じですか？危険物

危険物とは、消防法で定められているもので、私たちの身近なものにガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

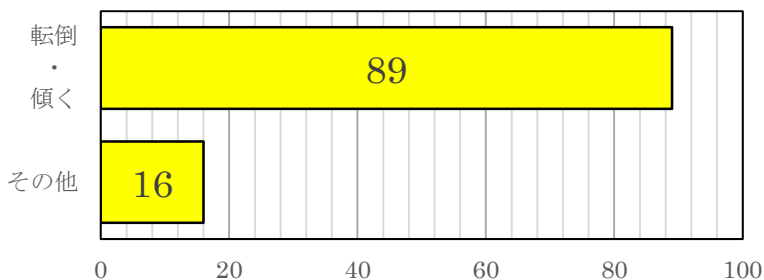
ガソリンや灯油は、私たちの暮らしに必要不可欠なものですが、「危険物」であり、取扱いには十分注意が必要です。

また、令和元年6月2日(日)から同年6月8日(土)までの1週間は、「危険物安全週間」とされ、危険物を取り扱う事業所の自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

地震でホームタンクの事故が多発しました

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響で、ホームタンクが転倒したり傾いたりする事故が多く発生しました。札幌市火災予防条例では「地震等により容易にタンクが転倒又は落下しないように設けること。」と定められています。今一度、ご家庭のホームタンクの固定状況についてご確認をお願いします。

北海道胆振東部地震に関連する
ホームタンクの事故発生状況



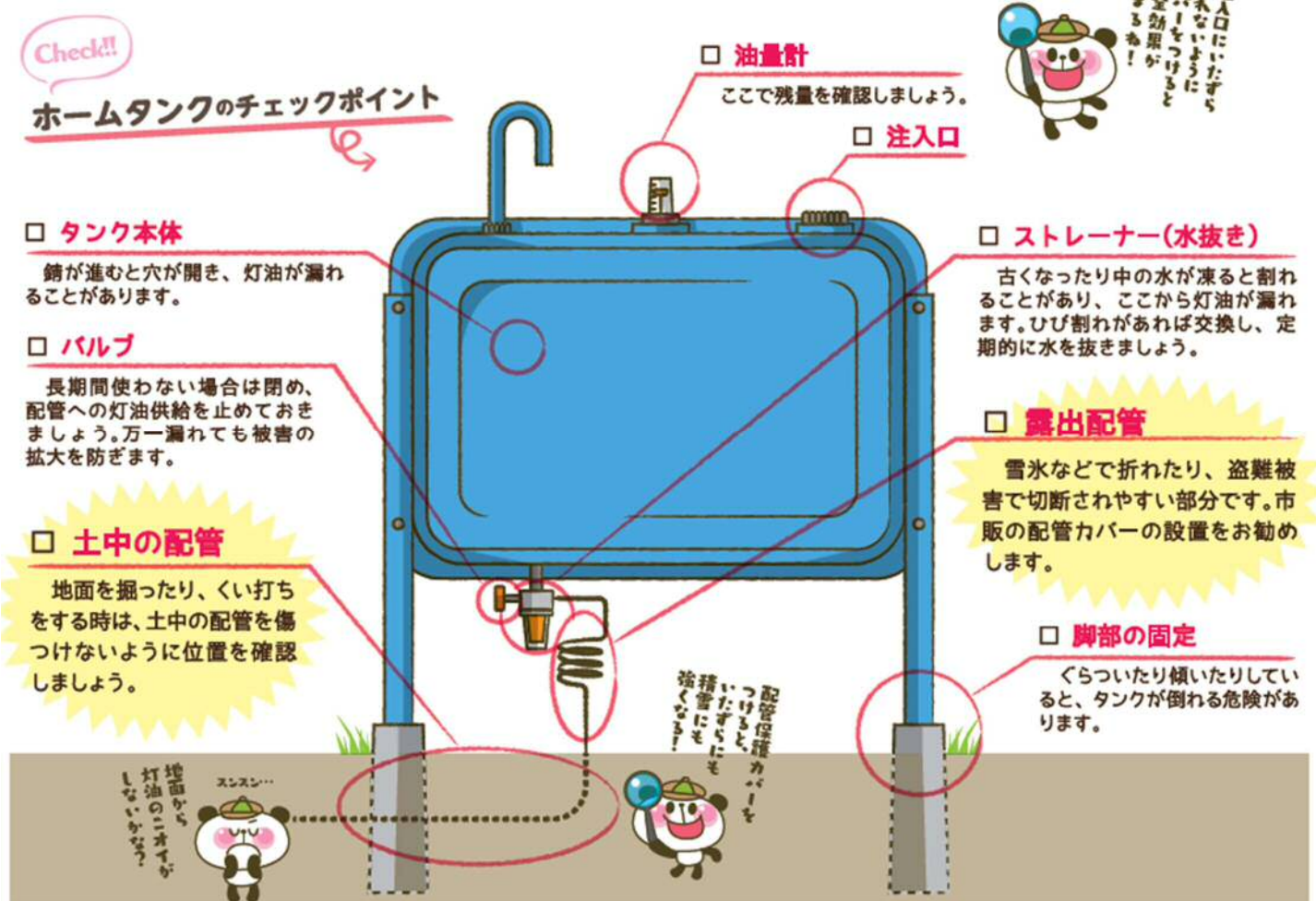
地震により105件の事故が発生し、「転倒」や「傾く」といった事故が約85%を占めています。

固定不良により転倒した例

ホームタンクを点検しましょう！

灯油が万が一漏れると火災のおそれや土壌汚染につながりますので、日ごろからホームタンクを点検し、灯油漏れを防ぎましょう。

日常点検に努め、灯油の漏れを防ぎましょう。



危険物に関するお問い合わせは、札幌市消防局予防部査察規制課危険物係（215-2050）まで

市民が主役の火災予防

- ① 火災予防行事・活動に参加しましょう
- ② 火災予防の知識・行動要領を身につけましょう
- ③ 消火器などの防災機器を備えましょう
- ④ 防災品を使用しましょう
- ⑤ 放火されない環境をつくりましょう
- ⑥ 火災から高齢の方などを守りましょう

発行：札幌市消防局予防部予防課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

☎011-215-2040

SAPPORO



さっぽろ市
02-N06-19-229
31-2185